

福島労働局

STOP ! 熱中症

クールワークキャンペーン

熱中症対策について労働安全衛生規則が改正されます

準備

キャンペーン期間

4月

5月

6月

7月

8月

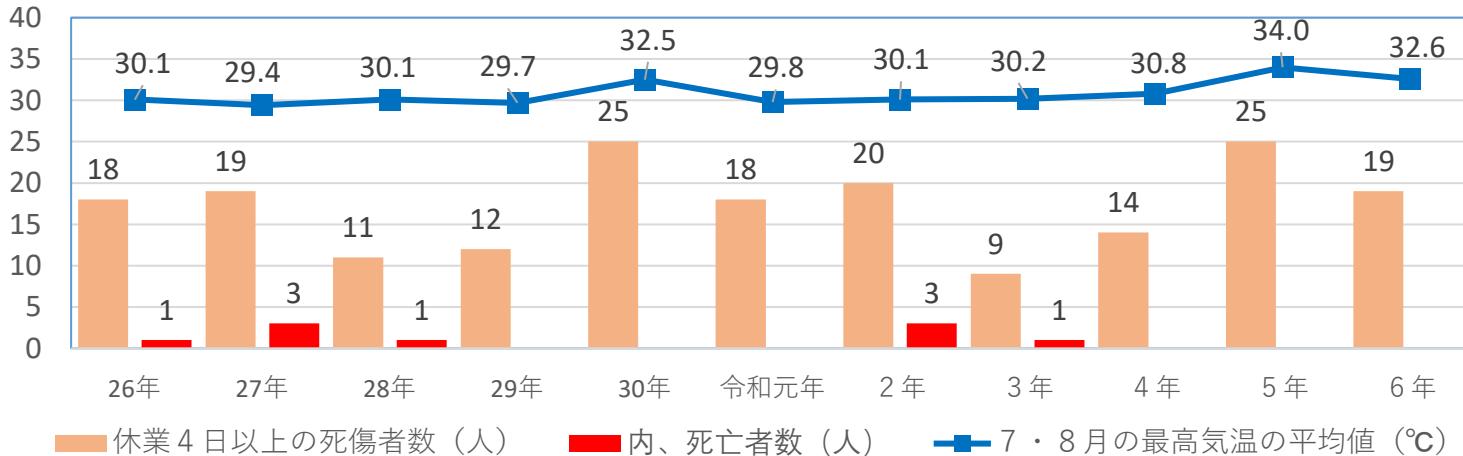
9月

重点取組

- 令和6年、福島県内では熱中症による死亡災害は発生していませんが、休業4日以上の災害が19件発生しています。
- 厚生労働省では、「STOP ! 熱中症 クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防のための重点的な取組を進めています。
- 熱中症を予防するため、**
 - 初期症状の把握から緊急時の対応までの体制整備
 - 暑熱順化が不足していると考えられる者の事前把握及びきめ細やかな対応の実施
 - WBGT値の把握及び測定結果に応じた適切な対策の実施
などに取り組みましょう。
- 熱中症対策について労働安全衛生規則が改正されます**（令和7年6月1日施行）。
詳細は裏面を参照してください。

キャンペーン
実施要綱

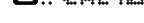
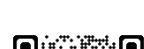
福島県における熱中症による労働災害発生状況



令和6年 热中症災害発生事例の抜粋

番号	発生月	業種	被災者	発生状況
1	7月	建設業	男 60歳代	気温30度を超える中での屋外作業中、手の硬直を感じた。その後、日陰で休んでいたが周囲からの声掛けに対する応答が曖昧になった。
2	7月	製造業	男 30歳代	冷房のない工場内において、スポットクーラーのみを使用して作業を行っていたが、体温が上昇し、手の震え・めまい・頭痛を感じた。
3	8月	保健衛生業	男 50歳代	建屋内で軽作業中、途中からシャッターを開ける、扇風機を稼働させる等の対策をとったものの、立ちくらみ・嘔吐・異常発汗の症状がでた。

熱中症予防サイト

学ぼう！備えよう！職場の仲間を守ろう！
職場における熱中症予防情報

福島労働局・労働基準監督署

職場における熱中症対策の強化について

～令和7年6月1日に改正労働安全衛生規則が施行されます～

熱中症による死亡災害の多くが「初期症状の放置、対応の遅れ」を原因としていることを受け、熱中症の発生リスクが高い作業を行わせる場合の措置が新たに事業者に義務付けられました

対象作業

WBGT値28度以上
又は
気温31度以上

の環境下で

連続1時間以上
又は
1日4時間を超えて

実施が見込まれる作業

実施事項

① 発見体制の整備

「熱中症の自覚症状がある作業者」や「熱中症のおそれがある作業者を見つけた者」がその旨を報告するための体制を整備してください。

例：職場巡回やバディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用等

本人からの報告を受けるだけではなく、熱中症の症状がある作業者を積極的に把握するように努めましょう。

② 実施手順の作成

熱中症のおそれがある作業者を把握した場合に、迅速かつ的確な判断が可能となるよう必要な措置の実施手順を作成してください。

③ 関係者への周知

上記①②について、あらかじめ関係者に周知してください。

※関係者には労働者以外にも、一人親方など熱中症のおそれのある作業に従事する者が幅広く含まれます。

<熱中症のおそれのある者に対する処置（②実施手順）の例 フロー図>

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう

医療機関までの搬送の間や
経過観察中は、
一人にしない。
(単独作業の場合は常に連絡できる状態を維持する)

熱中症のおそれのある者を発見

熱中症が疑われる症状例

【他覚症状】
ふらつき、生あくび、失神、大量の発汗、痙攣等

【自覚症状】

めまい、筋肉痛、筋肉の硬直（こむら返り）、頭痛、不快感、吐き気、倦怠感、高体温 等

- ①返事がおかしい
- ②ぼーっとしている 等

作業離脱、身体冷却

医療機関への搬送に際しては、必要に応じて、救急隊を要請すること。

判断に迷う場合は
【# 7119】等を活用し、専門家の指示を仰ぐこと。

医療機関への搬送

回復

<周知方法の例>



【朝礼やミーティングで周知】

件名:本日はWBGT値が28°Cを超える見込みです

皆様お疲れ様です。
本日のWBGT基準値は〇°Cです。
作業時には充分に気をつけて、
水分補給及び休憩をしっかりとお願いします。
体調不良者が発生した場合は、
フローリーに基づき対応いただき、
○○さん(000-0000-0000)へ連絡するようお願いします。
それでは本日もよろしくお願ひいたします。



【メールやインターネットで周知】